第 10 回議員提出条例に係る検証検討会 概要版

日 時: H20.11.26(水)10:05 11:45 場 所:議会棟6 F601 特別委員会室

出席者:議員提出条例に係る検証検討会委員(11名) 事務局、執行部

資料:第10回議員提出条例に係る検証検討会事項書、

資料 1 議員提出条例に係る検証検討会 討議結果~これまでの確認 事項(案)

<u>資料 2</u> 議員提出条例に係る検証検討会 これまでの確認事項と現状の運用状況(案):執行部作成

<u>資料3</u> 三重県リサイクル製品利用推進条例の一部改正に対する意見 募集(パブリックコメント)(案)

検討会議事録 概要版

委員:ただいまから、第10回議員提出条例に係る検証検討会を開催する。11月 7日の第9回検討会、すなわち前回までにおいて、各条文の規定ごと、及び条文の規定に係る各論点ごとに、委員間の議論を、一通り行った。

本日の第 10 回においては、 これまでの議論を経て、積み残しの論点となったものについて議論をし、結論を得ること、 そのため必要な範囲において、執行部から意見等聴取すること、 これまでの討議結果について確認すること、 これまでの討議結果による条例改正について意見募集、すなわちパブリックコメントを募集することについて諮ること、とする。

本日の検討会で、一応、議論の結論を得て、中間取りまとめという形にしたいと思う。円滑な議事進行に向けてご協力いただくようお願いする。

さて、これまでの議論を経て、第3条県の責務について、及び罰則規定を 設けるかについては、改めて議論することとなったものである。

ここで、先般の委員協議における議論を踏まえ、第3条県の責務について、 条例の規定を見直すべきか、現行のままとするのでよいかについて、検討会 としての意見を確認する。第3条県の責務については、多くの委員が、「現 行のとおりでよい」との意見であった。その理由としては、第3条の県の責 務はこの条例の総則的規定であり、県が講ずる「必要な措置」とは、第6条 以下の認定手続等、第15条以下の県の具体的な措置に関する規定において 具体化しているものである、従って、今ここで、条例を改正して、県の責務 を後退させるべきではない、とのことだった。第3条県の責務については、 現行の規定のままとすることでよいか。

(「異議なし」の声)

委員:では、そのようにする。

残る論点は、罰則規定を設けるべきか、あるいは設ける必要はないかについてである。この罰則規定については、条例を所管する担当部の意見も参考として聴取し、その上で、議論を行うこととしたものである。

さて、この罰則規定に入る前に、これまでの討議結果について、改めて確認を行う。

資料 1 をご覧いただきたい。

検討会におけるこれまでの討議結果を、座長私案ということで、資料1のとおり取りまとめた。これについては、先の委員協議でお示ししたとおりである。なお、先ほど結論の得られた第3条県の責務について、及び議論を保留とした罰則規定については「(検討中)」としている。資料1の、第3条県の責務については、先ほど確認したが、現行どおりの規定とすることとなったものである。これまでの討議結果として、資料1とすることでよいか。

委員:例えば、第6条の一定以上の県内で発生する再生資源を含むという基準を設けることの申入れについて、実態としてどういうものなのかがわからないので、事例として見せてほしいという話だった。執行部の意見等を聞いてから、検討会の討議結果をまとめるという順序ではないのか。

委員:執行部からの意見等聴取はこの後、行うものである。

委員:執行部からの意見等を聴取して後、検討会としての討議結果をまとめる ものではないのか。順序が後先するのではないか。まあそれはよい。

委員:今日、執行部から具体的な現状等について、その他意見を聴取すること となっている。そのように進める。

検討会としての討議結果は資料1とすることでよいか。

(「よい」の声)

委員:では、保留となっている罰則規定についての検討に入ることとする。

なお、本日の検討会に先立って、資料1を、委員協議で委員各位に内諾いただいた後、事前に、執行部に渡した。そして本日、討議結果に関連する事項についての現状の運用状況について検討会での説明を求めた。この点については、事後報告になったが、委員各位には、検討会における迅速な検討のためとご理解いただきたい。

今から、資料1の「討議結果~これまでの確認事項」を元に、執行部で作成した資料2の、「これまでの確認事項と現状の運用状況」について、執行部から説明を聴取する。あわせて、罰則規定の必要性等について、意見を聴取する。

環境森林部、お願いする。

執行部: 資料2 に基づき、県として、この条例を現状どのように運用しているか、また申入れ案等について県としての考え方を説明させていただく。

執行部: 資料 2 は、真ん中の列に条例の改正及び運用についての知事への申入れをまとめ、右側の列に現状の運用状況について整理している。

第6条について、条例の改正に関しては、現行では条例第2条に定める「再生資源」について、規則で規定を設けて、特別管理廃棄物を除外しているところである。これを条例で定めることとなると、一段高いところで規定されることとなると認識している。なお、現状では、たとえ特別管理廃棄物であっても適正に処理されて無害化されたものについては(無害化されて特別管理廃棄物でないものになったものは)、利用できることとなっており、そのように運用している。一例として、溶融スラグが挙げられるが、元々特別管理廃棄物であっても無害な溶融スラグに処理した後、再生資源として利用しているところである。このようなものを利用できるよう、条例上規定する際には、文言の整理に当たって、ご注意いただきたいと思う。

第6条の申入れについて、4点いただいている。 について、現状では、リサイクル製品の一部に県内で発生する再生資源が入っていることは必要である。しかし、再生資源等の使用量の県内割合について、現在は定めていない。仮に定めるとすると、)リサイクル製品にそのような制限を設けることとなるので、リサイクル製品を生産する事業者にとって選択の幅が狭まる可能性があること、)製品によって含有させることのできる再生資源の量が異なるので基準割合は製品ごとに定める必要があること、)現行ではできる限り再生資源を含有するように指導しているところであるが基準割合を設定することで、結果的に下限である基準割合に集中していくこととなる懸念が生じること等を考えていきたい。他県の例を見ても、二県においてのみ基準割合を設定しているだけなので、その導入している二県の状況を勘案しながら検討していきたい。

に関して、肥料について、現状では安全性の確保のため重金属 6 項目の試験を課しているところである。申入れで挙げられている肥料取締法に基づく基準には、確かに重金属に関する基準はある。しかし、それは下水などの汚泥肥料についてのみ基準があるだけで、かつ(重金属の)含有量や原材料における基準であって、リサイクル製品で求めるところの溶出試験での基準とは、観点が異なるのかと考える。また、普通肥料や堆肥など特殊肥料については、安全性の基準がないものである。リサイクル製品として県が認定するものであるので、条例に基づき環境基準も遵守してもらう必要があると考えている。

に関して、現状の運用としては、土壌と混合又は接して使用されるような埋め戻し材、路盤材、緑化基盤材、コンクリート2次製品、肥料等については重金属類6項目を認定基準として、溶出試験の実施を原則として3ヶ月に一度求めている。さらに1年に一度の適合状況報告及び抜き打ちの立入検査により的確に実施されているか確認している。これら重金属に関する基準は、H18.3月の改正の際導入されたものであるが、製品の安全性の確保のた

めに、不断の見直しを行っていく必要があると考えている。

現在、認定に当たって基準とするもののない溶融スラグや鉄鋼スラグについても、溶融スラグは(最近) J I S 化されたという基準があるところであり、また、鉄鋼スラグについては野積みされたものから有害物質が溶出した事例があるので、今後(基準を設けることを)検討していく必要があると認識している。現在、6項目に加えてフッ素とホウ素の2項目についても試験項目とすること、含有量試験も課すこととすることについて、規則の改正を視野に検討中である。

仮にこのような改正をすることとなると、業者にとって負担が増すこととなるので、業者の負担も考えながら、また現状も踏まえながら十分に検討してきたい。

に関して、未使用材の利用促進を図るため、森林林業分野と連携しつつ、間伐材を使用したものも認定している。製品にJIS規格のないものについては、専門家の意見を聴くなどして審査して認定するなど、利用促進に努力しているところである。

第7条の条例の改正に関しては、仮に改正された場合には、認定委員の意見を聴いて取消しや、是正又は改善の勧告等を行うという迅速かつ適切な運用を行うよう、その方法を執行部で考えていきたい。

第7条の申入れに関しては、現状では、リサイクル製品認定委員については、製品が認定基準に適合しているかどうか品質の観点から土木・建築の専門委員、安全性の観点から化学・分析の専門委員で構成されている。現行では製品の市場性等は認定の要件となっていないので、認定委員に流通の専門家を任命することは馴染みにくいと考えるところである。もっとも、製品の利用拡大、そのための市場性や流通などについては重要な観点と思っているので、今後は農水商工部や産業支援センターの企業向けアドバイス制度を利用するなどして図っていきたいと考えている。

第8条に関して、現状では、適合状況報告は、適正に製品が製造されていることを確認するため、年に一度確実に提出してもらっている。認定申請については、事業者に事前相談をいただき、添付書類のチェックリストによる書類整備の効率化を図るなどの便宜を図っている。引き続き安全性の確保が基本であるが、認定生産者の負担の状況を見ながら、その軽減について検討していきたい。

第 15 条に関して、見出しの改正という文言の整理については、そのとおりかと理解している。

第 15 条の申入れに関して、利用の推進については様々にご意見をいただいているところであるので、それら(のご意見)を踏まえて、県が主体的かつ積極的に取り組んでいきたいと考えている。

第 16 条に関しては、現状では、認定リサイクル製品の生産者については 平成 19 年度は全事業場に立入検査を行い品質等管理計画に従って適正に生 産していることを確認した。また、県内の再生資源供給者 2 社に対して立入 調査を行った。今後も、原則として認定生産者に対して、年一回、通告なし での立入検査を続けていきたいと考えている。また、再生資源供給者に対し ても、廃棄物処理法など他の法令に基づく検査と調整や連携を図りつつ、続 けていきたいと考えている。

第 17 条に関しては、研究開発の支援については、リサイクル製品のみを対象とした制度はないが、工業研究所における技術相談や依頼試験などに加え、県の各研究機関が行う「技術課題解決地域資源活用」共同研究の募集や、三重県産業廃棄物抑制等事業費補助金による支援制度がある。

第 18 条に関しては、広報啓発については、ホームページ、パンフレットについて充実させると共に建設技術フェアや市町担当者への P R を行い広報に努めている。

研究開発の支援については、既存制度を活用しつつ、これらの情報提供に努めていきたい。また、広報啓発については、これまで行っているPRに、さらに力を入れて取り組んでいきたいと考えている。

これまで申し上げたことに、特に加えて、罰則に関して意見を申し上げる。 H18年の改正の際、認定条件に適合しないリサイクル製品については、取消 しと合わせて、罰則を科すことができるのかという議論になった。これにつ いて、津地方検察庁とも協議を行ったものであるが、まず罰則を設けるので あれば、前提として罪刑法定主義に適うものであることが求められること、 その他、次の指摘を受けたものである。すなわち、)製品の認定基準を一 律に設けることができないことから、認定にはある程度の裁量が働くもので ある。従って、基準に違反すると明確に確定できないのではないか、) 認 定された製品と、認定されていないものとの間で差が設けられることから、 公平性の点から問題を孕むこと、) この条例の趣旨が、リサイクル製品の 利用推進であることから、罰則は馴染まない、規制条例ではないこと、であ る。この意見を踏まえて、罰則を盛り込むことはしなかったものである。ま た、不適正なものの販売等については、PL法や廃棄物処理法等個別法で対 応することも可能であるとの議論もあったところである。現在、虚偽申請な ども重大な問題ではあるが、他方、条例の趣旨や条例の下での公平性にかん がみて設けていないものである。また、H18.3月の改正の際、取り消した場 合のペナルティも設けたところであり、それらをきちんと運用していきたい と考えている。説明は以上である。

委員:先ほどの説明に関して、質疑があったらお願いする。

委員:第7条に関して、先ほどの説明では流通に関する認定委員は馴染まない

- との説明だった。しかし、条例の規定では、流通に係る学識経験を有する 者と挙がっているものである。その点について、どう考えるか。
- 執行部:認定に当たって、認定委員各位から、それぞれ意見を聴くものである。 認定は、基準に適合するか否かを審査して認定するものであるので、流通 に係る学識経験等を有する者等を指名するのは、馴染まないと考えるとこ ろである。
- 委員:認定委員であって、認定委員会ではないと整理しているものであり、わかりにくいところがある。しかし、推進という部分を県としてやっていく必要があると認識している。事業者がアドバイス制度を利用することができるという説明だったが、推進に県がこれまで以上に関わる必要があると考えるものである。流通(の推進)に関する何らかの制度が必要と考える。
- 執行部:認定委員に関する条文の中に、流通と書かれているのは認識している。また、県としてリサイクル製品の利用促進を図ることは重要である。しかし、認定委員の意見を聴くのは、そのリサイクル製品が認定基準に適合しているか否かの視点からである。市場で流通するか否かの意見を聴くものではない。それは、認定とは直接関係がないものである。流通について、あるいは広く使われるようにアドバイスすることとは、別のことと考える。
- 委員:条文に「流通」の文言が入っているのは、それについて専門的な見地から意見を述べることが必要だからではないのか。それについて、運用で工夫していただきたいという意見である。
- 執行部:条例の趣旨としては、リサイクル製品の利用推進である。しかし、認定においては、その製品がどれだけ市場で受け入れられるかは、また違う視点である。従って、流通に関する者を認定委員に指名し、その意見を聴くことは難しいと考える。事業者から、製品の流通等について相談があった時、産業支援センター等の別の制度を紹介するなどして支援やアドバイスを行うのが適当であり、効果もあるだろうと考える。認定そのものに、市場性の有無を入れるのは不適当と考えるところである。
- 委員:現行の認定委員としては無理でも、例えば推進委員会を設けるなどして、 システムを整備し、運用の中でこの条例を基にした推進を図ることはでき ないのか。他の部局を紹介するというのではなく、この条例に基づいた取 組はできないのか。
- 執行部:個々の製品の流通をどう進めるかは、リサイクル製品を製造する事業者それぞれが取り組むことである。また、リサイクル製品だけに限らず、他の製品の分野においてもノウハウを持った人材を活用した方が、有効なのではないかと考える。この認定においては、あくまで安全性の確保を第一義に考えて行うべきと考えるところである。
- 委員:先程からの質疑に関連して質問したい。認定においては、流通に係る学

識経験者を認定委員とすることは馴染まないとの説明だった。しかし、これについては、認定委員を参考人として招致した際の意見からも出てきた意見である。現在、認定委員である者が、具体的に販売に携わる者に入ってほしい、新規商品の開発や市場性について専門的なアドバイスや意見がほしいという意見だった。認定委員がそういう意見でも、環境森林部としての考えは違うということか。

執行部:個々の製品の認定に当たって、市場性を評価することは難しいと考えるところである。市場の評価は一様でなく、様々である。また、利用促進の仕組みとしても、(リサイクル製品に限らず)支援の制度を活用する方が、効果的なのではないかと考える。すなわち、(一言で)リサイクル製品とはいえ、様々な分野の製品があるものであり、それぞれの分野の(流通の)専門家を活用するという別の制度の方がよいのではないかと考える。

委員:わかった。

- 委員:(次に)第 18 条の広報啓発に関して、例えばブロックについて、ホーム センター等における販売の広報も、行われているのか。
- 執行部:ブロックなど認定リサイクル製品については、公共事業で使用される ものが多いので、県の事業等において利用の促進を図るとともに、市町に よる利用促進のための広報啓発を行っているものである。
- 委員:市町への広報啓発も必要とは思うが、県民全体に対して啓発することで リサイクルを推進することが必要なのではないか。
- 執行部:一般による使用については、県のホームページ等で広報を図っている ものである。なお、先ほどの説明は、製品の傾向として公共事業で使用さ れるものが多いので、市町への広報啓発を図っていると申し上げたもので ある。
- 委員:ホームセンター等で販売される製品の中に、たとえ数は少ないかもしれないが、認定リサイクル製品のマークが付いたものがあり、県民がそのようなものを購入しようという意識を持つことで、さらなるリサイクル推進の行動に繋がっていくのではないかと考えるものである。このことがこの推進条例の趣旨ではないのか。執行部として、そこまでは、視野に入っていないということか。
- 執行部:そもそもこの条例の趣旨として、認定リサイクル製品のマークを付けて販売していただくとよいというものであるが、どのような消費者を対象としてどのようなルートで販売するかは事業者の判断に委ねるものである。もっとも、認定リサイクル製品としての知名度を上げていくという努力はしなければならないと考える。
- 委員: これまでの答弁はすれ違いばかりで、執行部の回答はゼロ回答に等しい。 これまでこの検討会で討議してきたのは何だったのか、非常に腹立たしい。

- 執行部:説明が不十分だったかもしれないが、申入れ案に対して懸念されることを申し上げたところであり、できないと申し上げた訳ではないものである。説明が不十分だった部分については、お詫び申し上げる。
- 委員:現状の運用部分については資料でまとめていただいたが、先ほど説明された考え方についても、文章にまとめて出していただきたい。検討会で議論したことを、前向きに捉えて対応していただけると考えていたのだが残念だ。
- 執行部: 執行部としては、運用に当たってどのような課題があるのかを申し上げたものである。安全性の確保について認定基準をどうするか、同時に事業者の負担も勘案して、どのような見直しができるのか、これまでの規定や基準について当初の議論も踏まえ、見直しは前向きだが慎重にしないといけないと考えているものであり、ご理解いただきたい。
- 委員:罰則の話について、現実的にペナルティがあるとの説明だったが、それ はどういうものか。
- 執行部:第10条第1項又は第2項に基づく取消しの際、(第4項に基づき)公表や(第5項に基づき)その事業者は5年間申請ができないなどのペナルティがある。
- 委員: H18 年の改正の際、全員協議会での説明では、時間がないから罰則を設けることは無理との説明だった。仮に罰則を設けることとすると検察庁等との協議も必要であり、その協議等に時間がかかるとのことだった。先ほどの説明とは少し違うと認識している。私は、罰則は設ける必要はないとの立場だが、(先ほどの検察庁の意見は意見として)県として、罰則を設けない理由又は見解を述べていただきたい。
- 執行部:基本的には、検察庁と協議しているので、一般論としては他の法令や原則と整合性が図られれば、罰則を設けることもあり得るかと考えている。協議した結果の、(罰則を設けない)理由は先ほど申し上げたとおりであるが、それぞれ横並びの理由であり、これらの問題を乗り越えるには時間がかかるというのは、現在も変わらない。かなり難しいとの執行部の考えとしてはこのとおりである。
- 委員:第7条について、先程からの委員とのやり取りを聴いていて、執行部の 言うことも理解できる。認定に当たっては、流通に係る学識経験者は入れ ないというのが、執行部の意見か。
- 執行部:認定委員としては、入れるのは適当ではないと考えるところである。
- 委員:執行部の説明もなるほどという気がしている。また、流通の促進については、産業支援センターなどにお任せした方が効果的というのももっともである。しかし、そうであれば、「流通に係る学識経験を有する者」という第7条の条文をいじらないと(改正等しないと)いけないということか。

(現行のままでは、)実態に則さない規定なのではないか。

その上で、流通の促進に関しては、普及啓発の部分なり、県の責務の規定なりで整理すべきなのか。ともあれ、現実に則さない条文は良くないと考える。今後、執行部の考え方を文章でいただいた上での協議の中で、検討していきたい。

- 委員:流通に係る学識者について、執行部の意見はそのとおりの部分もあるが、 (条例立案の)当時、流通についても問題ないか聞くことも必要だと議論 した記憶がある。担当部局に、そのように簡単に言われては困る。委員の 意見も吟味していただきたい。これは大事な点である。
- 執行部:考え方を整理させていただくと、正直な実感として流通についてどのように意見をいただくかという課題がある。
- 委員:認定委員に流通の専門家を入れることも視野に入れてというのは、個々の製品の認定ごとにという意味ではなく、認定委員の知識を利用して、利用の拡大も図ってはいかがかというものである。ぜひご理解いただきたい。
- 委員:(H18 年の)条例が改正された理由は、石原産業の偽装があったからである。その点をどのように考えるのか。また、(優先購入について)中小企業を想定していることは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年六月三十日法律第九十七号)に基づいても当然である。これらについて確認したい。
- 執行部:大企業、中小企業に関わらず、世の中のものをどのようにリサイクル していくかが目的である。安全性を確保しつつ普及させていくかを考えつ つこれまで対応してきた。
- 委員:(安全性を確保した)対応なっていない。どの時点で変わったのか。
- 執行部:フェロシルトの事件が生じ、(これは)執行部の対応に問題があったということを踏まえて、現在、改正法の下で対応しているものである。
- 委員:中小企業支援が、県の責務であることは、中小企業支援法に規定されていることである。官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律もある。三重県リサイクル製品利用推進条例の制定当時、当然(中小企業支援という)そのような認識に立って制定されたものである。

また、特別管理廃棄物に関する規定について、当初施行規則で規定することとされ、そのための(部内の)検討会議で、H13年7月19日の会議では明記することとされていた。しかし、H13年7月26日の会議ではその明記されたものが削除されていた。なぜ消えたのか。その理由を確認しようとしたが、その間の打合せメモがないという、執行部の回答だった。このような事態の中でなぜ消えたのか等の過去を検証し、経緯を明らかにした上で、今、特別管理廃棄物について、条例上明記することとすべきと考える。過去の反省が活かされていない。

中小企業の支援についても、制定に当たっての答弁で、中小企業を支援するのはよいと回答しているところである。この点について、認識が変わっているのではないか

執行部:過去においても、大企業のリサイクル製品の認定はしない、中小企業の製品に限るという議論はなかったところである。その上で、リサイクル 社会を形成していくという方向で、制度設計していく必要があるというも のと認識している。

また、委員ご指摘の特別管理廃棄物に関する規定が変えられていった経緯 については、部内で調査したが、わからなかったものである。

執行部:特別管理廃棄物に関する規則については、部内の検討会で検討し、定められたものである。部内の、その中でどのような議論があったのかは、今ではわからないものである。

委員:資料がないでは済まない問題である。

また、大企業のリサイクル製品は認定しない、中小企業の製品に限るという議論がなかったのは当然である。当然そうだという前提があったからである。これはそもそも、産業廃棄物税との関わりから生まれたものである。参考人として招致した認定委員からの意見聴取の際にも、認定委員は、フェロシルトの問題は、政治との関わりがあったから回答しにくいと言いながら県に責任があったという答弁だった。私としては認定委員の責任も問いたいくらいである。資料として改めて要求する。当時の議員を、参考人として招致したいくらいである。このような経緯を解明しなければならない。その上で、罰則について、大企業と中小企業の区別について、特別管理廃棄物が規則で規定されていたことなどについて、議論すべきである。しようがないではすまされない議論がある。また、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律でも、その趣旨は謳われている。

執行部: 県は、基本的に中小企業の振興を支援する責務があるところであるが、 それとは別に、他方で、リサイクル社会の形成をも図る必要があるところ である。どのようなリサイクル社会を作っていくのか、その制度設計は重 要なことと認識している。

委員:県のリサイクル製品の認定に、大企業がどの程度まで関わっているのか、 資料をいただきたい。

執行部:具体的に申請してきている事業者又は認定された事業者については、 パンフレットに列挙されているので、そちらを参照いただければご理解い ただけると思う。また、事業者別の売上高等も、資料としてすでに提出し たところである。現在、企業規模によって認定に差を設けることは、考え ていない。

委員:大企業と中小企業とに対する対応の差についての、この意見の食い違い

については、今後究明していきたい。また、特別管理廃棄物に対する規定が消えていった経緯についても、全面的に明らかにしてもらいたい。その上で、意図的に悪意をもって虚偽の申請をしたもの等に対する罰則の議論をすべきと考える。

- 委員:二点確認させていただきたい。一点目は、特別管理廃棄物について無害 化ということを、溶融スラグを例に挙げて説明いただいた。これをもっと 詳しく説明いただきたい。
- 執行部:規則において特別管理廃棄物を原料とするものをリサイクル製品から除いているが、大元において特別管理廃棄物であったものまで除くという趣旨ではない。すなわち、溶融スラグなど、適正に処理することで無害化されたものは(特別管理廃棄物でないので)リサイクル製品の原材料として使うことができるものである。
- 委員:元が特別管理廃棄物であっても、適正に処理することで使えることについて、先ほどの説明では、条文化する際に表現で気を付けていただきたいとのことだったが。
- 執行部:杞憂であると思うが、討議結果のまとめで「例外は設けない」と明記されていたので、現状の規定で問題が発生しているわけではないので、その点ご認識いただきたく、大元が特別管理廃棄物であっても適正に処理して利用している例について説明申し上げた次第である。
- 委員:(二点目として)申請から、その後行政側の判断(認定)を経て、また、 品質等管理計画の提出や立入検査等の流れをフロー図でいただきたい。条 例や規則の規定では、わかりにくい。なければ作っていただきたい。また、 以前、地元の企業から製品によって区別することなく検査頻度が一律に定 められているので、検査(の実施又は対応)が大変だとの声を聴いたこと がある。
- 執行部:検査については、事業者は申請時及び三ヶ月に一度実施して、報告を 提出する必要があり、それが負担なのではないかと考えられる。また、県 としては、年に一度立入検査を実施しているところである。フロー図は、 既成のものはないので、作成してお渡しさせていただきたい。

委員:そのような検査の規定は、H18年の改正の際、設けられたものか。

執行部:H18年以降、実施しているものである。

委員: H18 年以前は、いかがだったのか(そのような規定はなかったのか)。

執行部:H18 年の改正の際、議論を経て入った規定である。

委員:H18年以前には、そのような規定はなかったのか。

執行部: H18 年改正以前には、適合状況報告の際検査を実施する必要があり、事実上年一回の検査が義務付けられていたものである。また、検査項目についても、任意であり事業者の裁量に任されていた。

委員: <u>資料 2</u>3ページの第 15 条に関して、先ほどの答弁では、特記仕様書に明記するとのことだった。このことについて、環境森林部はチェックしているのか。

執行部:チェックは行っている。

委員:伊勢管内の林業関係の工事仕様書には、書いていないと思っていたが、 執行部の答弁でチェックしているというのであれば、そのとおりなのだろ う。特記仕様書への明記を義務付けるか否かについては、私自身の意見と しても、まとまっていないところである。執行部でも、この点検証してお いていただきたい。先ほどの委員のご指摘については、情報公開制度もあ るものであり、執行部が故意に隠しているとは思わないが、当時の担当者 に聴取するなりして議会の要求に対応していただきたい。

委員:第6条の に関して、県内で発生する再生資源の含有量を明記すべきとの意見に対して、執行部は、事業者の選択の幅が狭まる、下限としての基準値に集中する結果になる懸念がある、また他県の状況について説明し、反対の意見と理解したところである。現行では、第6条第1項第2号において、全部又は一部に県内で発生する再生資源を含むと規定している以上、たとえ1%でも含まれていれば認定しなければならないということとなる。そのような状況は、普通の感覚でおかしいのではないか。また、リサイクル製品の分野によって含有させることのできる基準が様々であると(だから基準を設けることは困難であると)の説明だったが、何らか検討して整理できないものか。再度答弁を求めたい。

執行部: 再生資源によっては、県内であまり発生しないようなものもあるので、 そのようなものを利用して生産する事業者が、困難をきたすのではないか とマイナス面を懸念して申し上げたものである。この検討会における議論 及び認定委員の意見を踏まえ、他県の状況を調べたところ 2 県しか規定し ていなかった。基準を設けることは問題があるのか、他県の状況も調査し ながら検討していきたいと考えているところである。

委員:これまでの議員と執行部との答弁は、すれ違っていると感じる。議員の 質問に対して明確にしていただいていいものではないか。答弁は、通り一 遍だけでなく、ある程度現実的なものを示していただかないと理解できな い。その点を認識していただき、再検討して、文章で回答していただきた い。

委員:議会として正式に申入れをしたわけではないので、執行部としての回答 もこのような形になったものだろう。これまで指摘された問題点も含めて、 改めて提出いただきたい。

執行部: 改めて、執行部としての考え方を提出させていただく。

委員:執行部からの説明等聴取は、これまでとする。執行部には、退席願う。

ではここで、前回までの議論及び先ほどの意見聴取を踏まえ、罰則規定について、改めて議論する。

- 委員: そのことについては、議論するまでの認識が深まっていないと思われる。 検討会を 10 回も行ってきて、執行部はそれを傍聴に来ていて本日のような 回答になったというのであれば、嘗められている。もう一度、この検討会 の議論の真意を理解してもらった上で、回答いただくべきと考える。スケ ジュールは後戻りになるが、そのような手順を踏むべきと考える。委員の 指摘された事項についても、そのような事実があるのであれば明確にすべ きであり、その事実を参考にして議論すべきと考える。
- 委員:流通に関する議論などは重要な問題であり、改めて議論することとした 方がよい。本日の質問に対して、執行部からの回答が提出されることとな るだろう。
- 委員:本日の意見等聴取によって、新たな問題点が出てきたと認識している。 再度、執行部から聴取する機会を設けたい。
- 委員:私は、規則の検討過程において、特別管理廃棄物に関する規定が削除されたことを、当然執行部は報告するものと思っていた。そのため私も、その資料を準備しなかったところであり、口頭で説明するが、一週間で変わっている。なぜ変わったのか追求したが、その会議の報告もメモもないとの説明だった。この旨議会事務局にも話をしたが、わからないとのことだった。当時の担当者に聴取したり、場合によっては当時の県会議員を参考人として招致し、経緯を聴く必要があると考える。

委員:問題点を整理し、次回以降改めて議論することとしたい。

(次回の日程について協議)

委員:次回は、12/4(木)の一般質問及び質疑終了後とする。本日の検討会は、 これまでとする。

(終了)

検討会終了後、再度日程調整の結果、次回の検討会は 12/19(金)14:30~@ 601 特別委員会室となった。

なお、12/4(木)の一般質問及び質疑終了後には開催しない。